

高浜市広告掲載実施基準

(趣旨)

第1条 この基準は、高浜市広告掲載実施規則（平成23年高浜市規則第3号）第3条に規定する広告掲載に関する基準として定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否については、この基準により判断を行うものとする。

(基本的な考え方)

第2条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、掲載内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(規制業種又は事業者)

第3条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）において、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこに関するもの
- (5) ギャンブルに関するもの
- (6) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (7) 占い、運勢判断等に関するもの
- (8) 興信所、探偵事務所等
- (9) 債権取立て、示談引受け等をうたったもの
- (10) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う者
- (11) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生手続中の事業者
- (12) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定するものをいう。）又は暴力団の構成員が関与している事業者
- (13) 各種法令に違反しているもの
- (14) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

の

- (15) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告主として適当でないと市長が認めるもの

(掲載内容の基準)

第4条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しないものとする。

- (1) 次のいずれかに該当するもの

- ア 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれのあるもの
- イ 法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
- ウ 他を批判、中傷又は排斥するもの
- エ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者の判断を迷わすおそれのあるもの又は不安を与えるおそれのあるもの
- ク 社会的に不適切なもの
- ケ 国内世論が大きく分かれているもの
- コ 個人又は法人の名刺広告のみのもの

- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 誇大広告、根拠のない表示又は誤解を招くような表現
- イ 射幸心を著しくあおる表現
- ウ 人材募集広告については、労働基準法等関係法令を遵守していないもの
- エ 虚偽の内容を表示するもの
- オ 法令等で認められていない商法、商品等
- カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- キ 責任の所在が明確でないもの
- ク 広告の内容が明確でないもの
- ケ 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主、広告掲載する商品、サービス等を推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

- (3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 水着姿等で掲載内容に無関係であるもの又は必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は掲載内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度広告掲載の可否を検討するものとする。

イ 暴力、犯罪等を肯定し、又は助長するような表現

ウ 残酷な描写等で善良な風俗に反するような表現

エ 暴力又はわいせつ性を連想させるもの

オ ギャンブル等を肯定するもの

カ 青少年の心身又は教育に有害なもの

(業種ごとの広告掲載基準)

第5条 広告媒体の所管グループは、掲載の都度、次の各項に定める業種ごとの基準により掲載の可否及び表示内容等を事前に審査するものとする。この場合において、医療、老人保健施設、選挙、墓地、古物商、リサイクルショップ等に関するもの又は消費者関連法に抵触するおそれのあるものについては、関連専門機関に相談するものとする。

1 人材募集

(1) 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあつ旋の疑いのあるものは掲載しないこと。

(2) 人材募集に見せかけて、商品、材料、機材の売りつけ又は資金集めを目的としているものは掲載しないこと。

2 語学教室等

授業料又は受講料の安価さを強調する表現は掲載しないこと。

3 学習塾、予備校、専門学校等

(1) 合格率等の実績を載せる場合は、実績年も併せて表示すること。

(2) 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容及び施設が不明確なものは掲載しないこと。

4 外国大学の日本校

日本の学校教育法に定める大学ではない旨を明確に表示すること。

5 資格講座

(1) 民間の講習業者が資格講座を設け、あたかも国家資格であるような誤解を招くような表現をし、又は講座の受講のみで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は掲載しない

こと。

- (2) 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しないこと。
- (3) 受講費用が、すべて公的給付で賄えると誤解を招くような表示はしないこと。

6 施術所

- (1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第7条又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第24条の規定により広告できる事項以外は、一切広告しないこと。
- (2) 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設(整体院、カイロプラクティック、エステティック等)については、原則として施設名、所在地及び連絡先の掲載とし、誤解を招くような表示はしないこと。

7 薬局、薬店等

薬局又は薬店並びに医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具等(健康器具、コンタクトレンズ等)の広告については、広告を掲載する事業者が、事業者の所在地を所管する薬務及び食品関係の公的機関において、掲載内容についての了解を得るものとする。

8 健康食品、保健機能食品及び特別用途食品

広告を掲載する事業者が、事業者の所在地を所管する薬務及び食品関係の公的機関並びに公正取引委員会において、掲載内容についての了解を得るものとする。

9 介護保険法に規定するサービス、その他高齢者福祉サービス等

- (1) サービス全般(老人保健施設を除く。)
 - ア 介護保険の保険給付対象となるサービスと当該保険給付対象とならないサービスを明確に区分し、誤解を招く表現を用いないこと。
 - イ 法人名、代表者名、所在地、連絡先及び担当者名に限ること。
 - ウ サービスの利用に当たって、他と比較して有利であると誤解を招くような表示はしないこと。
- (2) 有料老人ホーム
 - 前号に規定するもののほか、次に掲げるものとする。
 - ア 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に

規定する事項を遵守し、有料老人ホームの類型及び表示事項の各類型の表示事項はすべて表示すること。

イ 所管都道府県の指導に基づいたものであること。

ウ 有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成16年公正取引委員会告示第3号）に抵触しないこと。

(3) 有料老人ホーム等の紹介業

ア 広告媒体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先及び担当者名に限ること。

イ その他利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はしないこと。

10 墓地等

県知事等からの許可年月日、許可番号及び経営者名を明確に表示すること。

11 不動産事業

(1) 名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明確に表示すること。

(2) 不動産売買又は賃貸の広告の場合においては、取引形態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料及び取引条件の有効期限を明確に表示すること。

(3) 不動産の表示に関する公正競争規約（平成15年公正取引委員会告示第2号）による表示規制に従うこと。

(4) 契約を急がせる表示は掲載しないこと。

12 弁護士、税理士、公認会計士等

名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定すること。

13 旅行業

(1) 登録番号、所在地及び補償の内容を明確に表示すること。

(2) 旅行内容等の不当表示に注意すること。

14 通信販売業

返品等に関する規定を明確に表示すること。

15 雑誌、週刊誌等

(1) 適正な品位を保った広告であること。

(2) 見出し及び写真の表現等は、青少年保護等の点で適正なものであり、かつ不快感を与えないものであること。

(3) 性犯罪を誘発又は助長するような文言及び写真でないものであること。

- (4) 公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。
- 16 映画、興業等
 - (1) 暴力、とばく、麻薬、売春等の行為を容認するような内容のものは掲載しないこと。
 - (2) 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しないこと。
 - (3) いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しないこと。
 - (4) 内容を極端にゆがめ、又は一部分のみを誇張した表現等は掲載しないこと。
 - (5) ショッキングなデザインは掲載しないこと。
 - (6) 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を明確に表示すること。
 - (7) 青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しないこと。
- 17 古物商、リサイクルショップ等
 - (1) 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。
 - (2) 一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はしないこと。
- 18 結婚相談所及び交際紹介業
 - (1) 結婚情報サービス協議会に加盟している加盟証明を提示し、その旨を明確に表示すること。
 - (2) 名称、所在地、一般的な事業案内等に限定すること。
- 19 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織
 - (1) 名称、所在地、一般的な事業案内等に限定すること。
 - (2) 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及、批判、中傷等するものは掲載しないこと。
- 20 募金等
 - (1) 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。
 - (2) 募金等の趣旨を明確に表示すること。
- 21 質屋、チケット等再販売業
 - (1) 個々の相場、金額等の表示はしないこと。
 - (2) 有利であると誤解を招くような表示はしないこと。
- 22 倉庫業者及び貸し収納業者
 - (1) 倉庫業者が保管管理するトランクルームについては、国土

交通省の認定を受けていること。

- (2) 貸し収納業者は、会社名以外にトランクルームの名称は使用しないこととし、倉庫業法（昭和31年法律第121号）に基づくトランクルームではない旨を明確に表示すること。

23 ウイークリーマンション等

営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。

24 その他表示に係る基準

(1) 割引価格

割引価格を表示する場合は、対象となる元の価格の根拠を明確に表示すること。

(2) 比較広告

掲載内容が客観的に実証されていることの根拠となる資料を提示すること。

(3) 無料で参加又は体験できるもの

費用がかかる場合があれば、その旨を明確に表示すること。

(4) 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告

広告主の法人格を明確にするため法人名を表示するとともに、広告主の所在地、連絡先の両方を表示すること。ただし、法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を表示すること。

(5) 肖像権又は著作権

無断使用がないか確認をすること。

(6) 宝石の販売

虚偽の表現に注意し、内容によっては公正取引委員会に確認をすること。

(7) アルコール飲料

未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示するとともに、飲酒を誘発するような表現は掲載しないこと。

附 則

1 この基準は、平成23年4月1日から施行する。

2 この基準の施行の際現に実施されている広告掲載は、この基準に基づいて実施された広告掲載とみなす。